

平成30年2月14日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市国民健康保険運営協議会
会長 塩田 清人

平成30年度国民健康保険の事業運営について（答申）（案）

平成30年1月18日付東大阪市管第1816号により諮問のあった、平成30年度における国民健康保険料にかかる激変緩和措置等に関し、慎重に審議を重ねた結果、被保険者数の減少と高齢化に伴う給付の増加などの要因による保険料の自然増については一定やむを得ないものとの意見の一一致をみたが、被保険者の急激な負担増加を緩和するための対応策をとる必要性について結論を得たので、下記のとおり答申します。

記

1. 保険料の激変緩和措置について

国民健康保険の都道府県単位化に伴い導入予定の統一保険料率によると、特に低所得層の多くの被保険者の保険料額が大幅に増加し、大きな負担を強いることから納付意識や収納率向上対策への影響も懸念されます。そこで、以下の点について留意するよう求めます。

①保険料率の抑制について

平成30年度保険料率の決定にあたっては、前年と同じく、予算編成における予定収納率の設定については歳入欠陥の危険は回避しつつも、新制度移行による急激な負担増加を極力抑えるため、大阪府から示された標準収納率を上回る設定をすることで保険料率の調整を行い、保険料の引き下げを図って被保険者の負担軽減を図るよう強く要望いたします。

前年度において保険料収納率の向上がみられましたが、これには国保財政調整基金からの繰入金により、納付しやすい保険料となったことも大きな要因であると考えています。国民健康保険の加入者には無職や低所得の方が多く、国保事業には福祉的な側面もあること、また、制度改革の影響に関する広報がなされていない現状に鑑み、本市の政策として平成30年度においては保険料増加を最小限に抑えるため、国保財政調整基金から適正な額の繰入の実施を検討してください。

②収納率向上と歳入確保について

新制度において、事業費納付金の納付にあたり収納額に不足が生じた場合、その後の保険料負担の増加につながることから、予定収納率の達成に向けて以下のとおり取り組むよう求めます。

(1) 納付相談の充実

保険料の納付相談に来られる方々の中には、相談に来る時期が遅れたために分割納付の条件が厳しくなるなどにより、納付が困難になる場合があります。納付相談に来られていない方を早期に発見し、丁寧な相談を心掛けることにより、納付しやすい環境づくりに努めるよう求めます。

(2) 未申告世帯への取り組みについて

未申告世帯の収納率は極端に低く、収納率向上をめざす上で未申告世帯への取り組みは急務であると言えます。保険料の公平・適正な賦課のために、未申告世帯解消に向けた取り組みを強化するよう求めます。

2. 保険料及び一部負担金の減免基準について

保険料及び一部負担金の減免については、共通基準に移行することで、現行制度を適用している被保険者にとっては保険料負担増加と併せて大きな負担増加となることに留意し、当分の経過措置期間においては本市の一般会計並びに国保財政調整基金からの繰入も活用して対応されたい。少なくとも平成30年度においては、現行基準を継続することが適切であると考えます。

また、大阪府の広域化調整会議での協議においても、重要事項に位置づけて引き続き改善策の検討を重ねられたい。

3. その他保健事業等基準の経過措置について

保健事業その他、大阪府共通基準への移行について被保険者への周知不足、関係機関等との調整不足である事項については、平成30年度においては引き続き現行基準により事業を進めることとし、翌年度以降の共通基準化に向けた準備の中で、変更点については被保険者並びに関係者に向けて十分な広報周知を図られたい。

【付帯意見】

医療費の適正化について

保険料率引き下げを目的とする大阪府全体の收支改善のために、医療費の抑制は喫緊の課題であり、保険者として特定健康診査など疾病予防を中心とする取り組みや、ジェネリック医薬品の推奨等についても一層進めが必要です。関連部局との連携強化を図るなど積極的な取り組みにより医療費の適正化に努めてください。

以上のように、審議の過程で委員より様々な意見が出されました、大阪府下全域での新制度による被保険者の負担増加は実に厳しいものであることを改めて認識し、負担増加を可能な限り抑制できるよう、あらゆる創意工夫と運営努力を続けられるよう強く要望いたします。